

諮問第120号の答申 統計法施行規則（平成20年総務省令第145号）の一部改正について（案）

本委員会は、諮問第120号による統計法施行規則（平成20年総務省令第145号）の一部改正について審議した結果、下記のとおり結論を得たので、答申する。

記

1 統計法施行規則の一部改正について

(1) 適否について

平成30年10月25日付け総政企第300号により総務大臣から意見を求められた「統計法施行規則（平成20年総務省令第145号）の一部改正について（諮問）」について審議した結果、本件諮問に対する本委員会の考え方は、(2)のとおりであり、適当と認められる。

(2) 理由等

今回諮問された統計法施行規則の一部改正は、平成30年6月1日に公布された「統計法及び独立行政法人統計センター法の一部を改正する法律」（平成30年法律第34号。以下「改正法」という。）の施行に当たって、統計法施行規則について必要な改正を行うもののうち、改正法附則第2条の規定により本委員会への諮問の対象とされるものであり、その主な内容は、諮問に係る資料である「統計法施行規則の一部を改正する省令案」（以下「改正規則案」という。）のうち以下のア～ウの事項に係るものである。

ア 調査票情報の提供等の条件としての「相当の公益性を有する統計の作成等」

[改正規則案第11条、第19条、第27条及び第35条]

イ 調査票情報等の適正管理措置 [改正規則案第41条及び第42条]

ウ 調査票情報の提供等に関する手続等

[改正規則案第8条、第9条、第17条、第18条、第25条、第26条、第33条及び第34条]

今回の諮問に係る審議は、これらア～ウの事項を中心に行った。

ア 調査票情報の提供等の条件としての「相当の公益性を有する統計の作成等」

本委員会では、まず、改正後の統計法第33条の2第1項の規定による調査票情報の提供の条件としての「相当の公益性を有する統計の作成等」について審議した。

改正規則案は、調査票情報の提供を認めうるような公益性がある場合について、学術研究の発展に資すると認められる統計の作成等（改正規則案第19条第1項第1号）及び高等教育の発展に資すると認められる統計の作成等（同項第2号）としている。その上で、学術研究の発展に資すると認められる統計の作成等については、改正規則案第11条第1項各号（改正後の統計法第33条第1項第2号関係）に対応するものを改正規則案第19条第1項第1号イ(1)～(3)に具体的に規定し、規定しきれないものために同号イ(4)をバスケット規定として規定するという方法で明確に規定している。また、調査票情報

の提供の「公益性」や統計法の目的（同法第1条「国民経済の健全な発展及び国民生活の向上に寄与すること」）にかんがみ、提供を受けた者が自ら公表すること、統計調査によって集められた調査票情報を用いて、「個人及び法人の権利利益、国の安全等を害する」おそれがなく、また、欠格事由にも該当しないことを要件として規定している。さらに、統計調査の対象者（国民、企業等）に係る情報の保護を図るために、調査票情報を適正に管理するための措置が具体的に講じられていることを要件として規定している。これらにより、情報の利活用の必要性和情報の保護の必要性和とのバランスがとれた、調査票情報の具体的な利活用の範囲（相当の公益性を有する統計の作成等）であると認められることから、改正規則案の内容は適当と判断した。

なお、改正規則案第19条第1項第1号イ(1)～(3)に掲げられている者から調査票情報の提供の依頼の申出があった場合は、同号柱書の「学術研究の発展に資すると認められる統計の作成等」として適切な者に調査票情報の提供がされるよう、実質的な判断が必要と考え、「学術研究の発展に資すると認められる統計の作成等」の具体的な内容として、提供を受けようとする者の研究実績について、分かりやすい解釈上の要件等を設定することが必要である。

次に、委託による統計の作成等及び匿名データの提供の条件としての「相当の公益性を有する統計の作成等」について審議した。

その結果、委託による統計の作成等及び匿名データの提供について、以下のことが確認できた。

- ①平成19年の統計法改正により調査票情報の二次的利用制度として導入され、統計法の施行状況として本委員会にも報告されてきたように、制度導入後10年間にわたり安定して運用されているものであること
- ②これらの制度は、調査票情報自体が提供されるものではないことから、国民、企業等の統計調査に対する信頼を損なうおそれが小さいと考えられること
- ③今回の統計法の改正の議論において、これらの制度については官民データ活用推進基本計画において解決が期待できる8つの重点分野のいずれかに関する統計の作成等で、当該統計の作成等が国民経済の健全な発展等に寄与するものに提供対象を拡大する方向で説明がされ、改正規則案はその内容に沿っていると評価できること
- ④提供の条件に直接関わる内容ではないが、今回の統計法の改正により、調査票情報の提供と同様、提供等に係る公表制度が措置されたこと
- ⑤匿名データについては省令で具体的に適正管理措置を定めるとされていること

これらにより、委託による統計の作成等及び匿名データの具体的な利活用の範囲（相当の公益性を有する統計の作成等）として適当であると判断され、省令レベルの規定としては委託による統計の作成等及び匿名データの提供を受ける者にとって明確な基準（範囲）となっていること、統計調査の対象者（国民、企業等）にも説明できるものと認められることから、改正規則案の内容は適当と判断した。

イ 調査票情報等の適正管理措置

次に、本委員会では、調査票情報等の適正管理措置について審議した。

審議の際、新たに創設される改正後の統計法第33条の2の規定による調査票情報の提供を受けて行う統計の作成等については、同法第33条の規定による調査票情報の提供を受けて行う統計の作成等ほどの公益性が求められているわけではないため、調査票情報が漏えいしないよう、より厳格に対応する必要があり、したがって適正管理措置のレベルはより高くなるものと整理して改正規則案を策定していること、このようなレベルの管理リスクを運用上担保するため、オンサイト施設（調査票情報をコンピュータの画面上で閲覧することのみができるものであり、当該情報を外部に持ち出すことができない施設）の利用を想定しているとの説明を受けた。この場合、オンサイト施設の利用が適正管理措置の前提になっているものと考えられることから、オンサイト施設の利用の場合の適正管理措置の内容も確認しつつ審議した。審議の結果、調査票情報の適正管理措置として、物理的措置として調査票情報を取り扱う区域への立ち入りの制限措置（入退室管理を行うこと等）はもちろんのこと、当該区域の常時監視措置（オンサイト施設において監視カメラの設置を行うこと等）の条件が課されているなど、オンサイト施設での利用を前提としたレベルでの適正管理措置となっていることを確認した。

以上のほか、改正規則案の内容は、調査票情報の提供の場合と匿名データの提供の場合を分け、匿名データに係る適正管理措置は、調査票情報に係る適正管理措置よりもその求められる公益性の程度に応じたものとされていること、個人情報保護法ガイドライン（通則編）（平成28年11月（平成29年3月一部改正）個人情報保護委員会）で採用されている安全管理措置のカテゴリー（組織的安全管理措置、人的安全管理措置、物理的安全管理措置及び技術的安全管理措置）を基本に、改正後の統計法第39条又は第42条に掲げられた適正管理措置を講ずるべき者について、その講ずるべき内容が、漏れなく、かつ、省令として可能な限りの整理に基づき記載されていること、また、措置の内容として、医療分野の研究開発に資するための匿名加工医療情報に関する法律施行規則（平成30年内閣府・文部科学省・厚生労働省・経済産業省令第1号）第6条の規定を参考として作成されたものと確認された。

これにより、改正規則案は、保護すべき情報に応じた必要十分な適正管理措置となっていること、今回の統計法の改正の趣旨を踏まえ、調査票情報等の利活用の推進に関し、実務上の問題はないこと、省令レベルの規定としてはどの主体がどのような適正管理措置を果たすべきか明確になっていること、他制度と比較して必要十分な措置となっていることから、適当と判断した。

ウ 調査票情報の提供等に関する手続

次に、本委員会では、調査票情報の提供等に関する手続について審議した。その結果、調査票情報の提供に関する手続については約10年の運用実績を持つ匿名データの提供手続に係る現行の統計法施行規則に準じたものであること、調査票情報の提供の条件を漏れなく確認する手続となっていること等を確認した。また、委託による統計の作成等の手続及び匿名データの提供の手続についても同様に確認した。

これにより、改正規則案の内容は、調査票情報の提供等の条件や提供された調査票情報の適正管理措置を確認する手続として必要十分であること、他制度と比較して適正な手続であり、過重な手続となっていないことから、適当と判断した。

2 施行に当たっての課題

(1) 調査票情報の提供の条件

調査票情報の提供の条件について、1(2)アで述べたとおり、改正規則案の要件は適当と判断するが、改正規則案第19条第1項第1号イ(1)～(3)に掲げられた者や同号イ(4)の場合等、行政機関の長又は指定独立行政法人等が調査票情報の提供について、運用において具体的な判断を行うために十分な基準となっているか、また、調査票情報の提供を受ける者にとっても自らが提供を受けることが可能な範囲に入っているのか明確に分かる基準となっているかといった点について一定の配慮が必要と考える。

例えば、同号イ(1)～(3)に掲げられた者については、同号柱書の「学術研究の発展に資すると認められる統計の作成等」の具体的内容として、提供を受けようとする者の研究実績について、例えば、組織であれば、その具体的な研究実績、大学など組織に所属する教員であれば、当該者の「学位」、「査読付き論文の実績」、「当該組織の長の承認や倫理委員会の審議を経る等組織としての裏書」等、分かりやすい解釈上の要件等を設定することが必要と考える。したがって、本委員会としては、今後の運用において、総務省において省令の解釈としてガイドライン等に、このような要件又は例示を明記することを求める。これに加え、同号イ(1)～(3)以外の場合として、同号イ(4)に該当する場合についても、例えば、博士の学位の授与を受けるための論文を作成する大学院の博士課程の学生や大学等の教員ではないがポストドクター等の研究者が学術研究目的で調査票情報の提供の依頼の申出をする事例等について実質的に判断することが可能となるよう、同様の趣旨から、総務省において省令の解釈としてガイドライン等に要件又は例示を明記することを求める。

(2) 調査票情報等の適正管理措置

調査票情報等の適正管理措置について、改正規則案の要件は適当と評価するが、1(2)イで述べたとおり、改正規則案は漏れが無いように、調査票情報等を取り扱う組織、法人、個人といった主体ごとに適正管理措置が細かく規定されている。これ自体は正確性を期すためやむを得ないものの、本委員会としては、総務省において省令の解釈を示すガイドライン等に、分かりやすい説明(例えば、表やフローチャートを用いての説明)を記載するとともに、国民にとって分かりやすい制度概要や解説をホームページに掲載することを求める。

(3) 本委員会への制度の運用状況の報告

引き続き、調査票情報の利用に関するニーズ把握を的確に行い、今回の統計法の改正で求められている調査票情報の利活用の推進を図っていくといったことは当然に求められる一方、オンライン施設の利用を想定しているとされる改正後の統計法第33条の2の規定による調査票情報の提供をはじめ、委託による統計の作成等や匿名データの提供についても、それぞれの情報の性格に応じて慎重な制度運用が求められる。

したがって、本委員会としては、改正法の施行後、毎年実施される統計法施行状況報告を活用するなどにより、定期的に制度の運用状況について総務省に報告を求め、その内容を確認した上で、必要に応じて省令の改正を求める等の対応を求めることとしたい。